

社会福祉法人やまゆり福祉会被服貸与規程の一部改正

(平成19年度第4回理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会に勤務する職員に対する職務の執行上必要な被服の貸与について、定めるものとする。

(被貸与職種、貸与品、数量及び貸与期間)

第2条 被貸与職種、貸与品、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

(調整)

第3条 前条の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めたときは、貸与の可否、貸与品の変更、貸与期間の延長短縮等の調整を行うことができる。

(再貸与)

第4条 貸与期間内において、貸与品を亡失し、又は損傷したため代品を要すると管理者が認めたときは、再貸与することができる。

(被貸与者の異動等による貸与品の取扱い)

第5条 被貸与者に退職、休職又は職種変更のあったときは、被貸与者は、その貸与品が貸与期間満了前のものに限り直ちに返納しなければならない。ただし、貸与品を返納することが難しいと管理者が認めた場合は、この限りではない。

(貸与品の支給)

第6条 貸与品の貸与期間が満了したときは、その貸与品を被貸与者に支給する。被貸与者が死亡したときもまた同様とする。

(貸与品の取扱い)

第7条 貸与品は、これを貸与の目的以外に使用し、又はその他の処分をすることができない。

(共用被服)

第8条 管理者は、作業上共用させるため第2条に規定する貸与品以外の作業用衣服を備えておくことができる。

(貸与被服の着用)

第9条 貸与被服は、業務執行中着用しなければならない。

2 前項以外の衣服は、修繕、洗濯その他やむを得ない理由により着用できない期間に限り着用することができる。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

〈栄養士〉 白衣上下、くつ : 1年につき、1セット
〈パン工房従事職員〉 白衣上下、くつ : 1年につき、1セット
〈リサイクル事業〉 カッパ、長靴 : 1年につき、1セット